

「金融円滑化推進」について

地域金融円滑化のための基本方針

北星信用金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取り組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取り組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) この金融円滑化管理体制の事務統括部門として、本部に「金融円滑化推進室」を設置し、この金融円滑化推進室の室長を金融円滑化管理責任者としました。
- (2) 理事会において、本基本方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程の策定について決議いたしました。
- (3) お客様へのきめ細かい経営改善支援を行うため、本部審査部に金融相談担当者を任命しております。
- (4) お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるために、信金業界主催の「目利き力」研修講座に職員を派遣するとともに、審査部主催により融資担当職員に対して取引先の決算内容の見方等についての勉強会を実施しております。

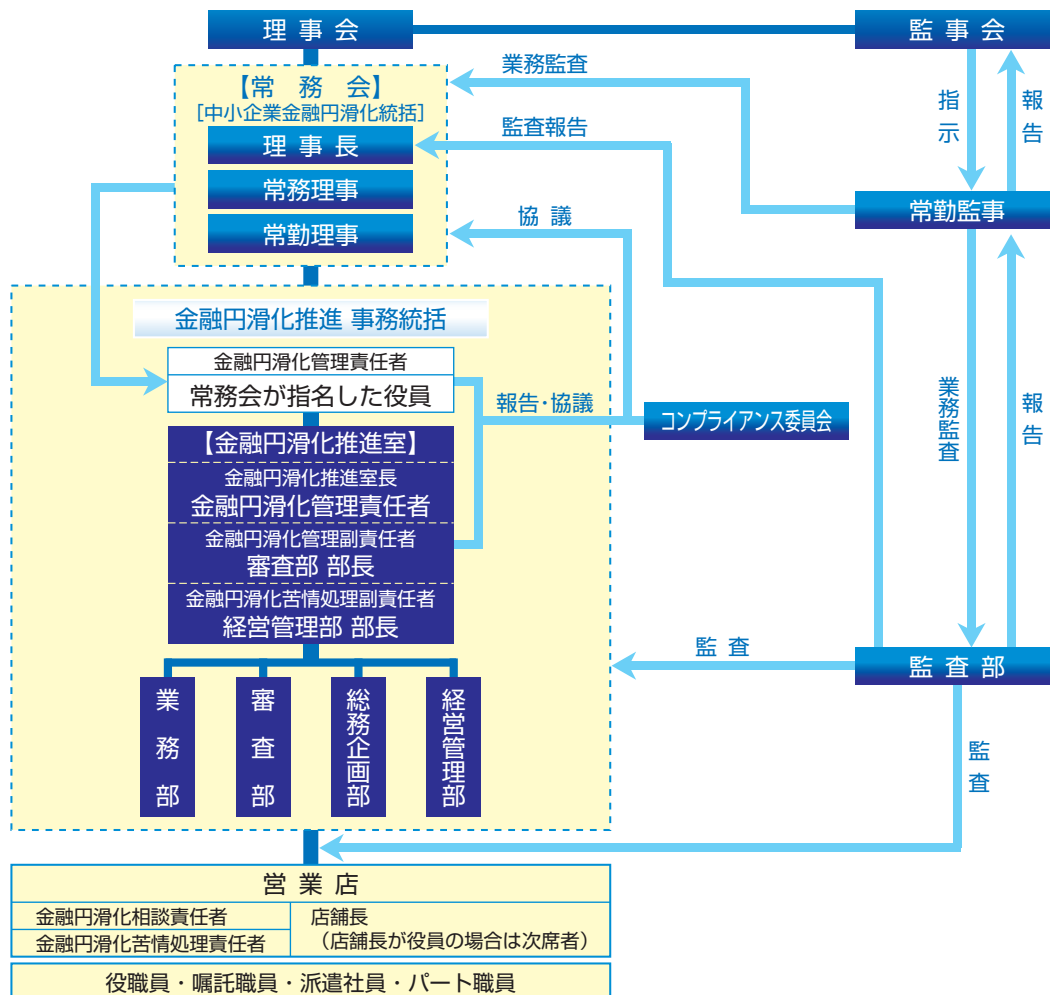
3.他の金融機関との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸出条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の窓口をご利用ください。

北星信用金庫 経営管理部 電話番号 01654-2-1111(内線260)

中小企業金融円滑化法に関する体制図





中小企業者等の金融円滑化に向けた体制

1. 金融円滑化の実施に関する方針の概要

- (1) 中小企業のお客様から、条件変更（返済減額、期間延長、借替等）に関する相談・申込みがあった場合は、お客様の経営実態を十分に把握し、検討したうえで、今後の改善または再生の可能性を助産し、迅速かつ真摯に取り組めます。
- (2) 個人のお客様から、住宅ローンの条件変更（返済減額、期間延長等）に関する相談・申込みがあった場合は、お客様の財産および収入等の状況を助産し、検討したうえで、迅速かつ真摯に取り組めます。
- (3) 他の金融機関や信用保証協会等と連携を図る必要が生じた場合は、守秘義務に十分留意し、お客様の同意を得たうえで、関係機関と情報の照会・確認を行い、綿密な連携を図ってまいります。
- (4) 金融円滑化推進室を設け、金融円滑化推進室長を金融円滑化管理責任者としています。
金融円滑化管理責任者は、事務統括部門として金融円滑化推進室（審査部・業務部・総務企画部・経営管理部）を設置しています。
金融円滑化管理責任者は、各営業店からの金融円滑化にかかる計数および関連情報等に基づき金融円滑化管理状況について理事会、常務会に報告し、検討・協議のうえ以後の改善を図ってまいります。
- (5) 金融円滑化による条件変更（返済減額、期間延長、借替等）を行ったお客様に対する信用供与については適切かつ柔軟に検討を行い、条件変更の履歴があることだけを理由にして新規融資や返済軽減等の相談・申込みをお断りすることはいたしません。
- (6) お客様からの条件変更に関する相談・申込みにお応えできない場合等は、結論にいたった理由、経緯等について、できる限り丁寧にお客様の理解・納得が得られるよう十分な説明をいたします。

2. 条件変更（返済減額、期間延長、借替等）の状況を適切に把握する体制

- (1) 「金融円滑化相談窓口」を各営業店に配置し、条件変更の相談があった時点で「融資相談記録票」に記録し、申込みがあった時点で「金融円滑化法に関する受付報告書」により、審査部へ報告する体制といたしております。
- (2) 金融円滑化管理責任者は、定期的にまたは必要に応じて理事会、常務会へ金融円滑化管理の状況を報告する体制といたしております。
- (3) 金融円滑化に関する記録は営業店と担当部署（審査部）において5年間管理保管いたします。

3. 条件変更（返済減額、期間延長、借替等）の苦情相談を適切に行うための体制

- (1) 各営業店融資窓口にて「苦情受付相談コーナー」を設置するとともに、「金融円滑化苦情処理責任者」を配置いたしております。また本部においても、苦情担当部署（経営管理部）を設置いたしております。
- (2) 苦情担当部署（経営管理部）にお客様からの貸付条件変更等に関する苦情相談等を直接受付けております。
- (3) 営業店で受けた苦情は苦情担当部署（経営管理部）経由、本部が直接受けた苦情は苦情担当部署（経営管理部）からコンプライアンス委員会へ協議のうえ理事会、常務会へ報告する体制といたしております。

4. 条件変更（返済減額、期間延長、借替等）を行った後の事業の改善・再生のための支援を行うための体制

- (1) 経営改善に向けて経営相談・経営指導をお客様の経営実態等を踏まえて、本部担当部署（審査部）と営業店が連携して支援する体制としています。
- (2) 各営業店は経営改善計画の進捗状況を把握し、必要に応じアドバイスや計画達成へ向けサポートしてまいります。
- (3) 審査部は営業店と連携して、中小企業者の経営状況を把握し、継続的に経営相談・支援を行うとともに、営業店をバックアップしてまいります。

5. 地域金融円滑化に係る取組み状況

■中小企業向け貸付

(単位：百万円)

申込みを受け付けた 期間	申込みを受け付けた		平成24年3月末時点での対応状況							
	件数	金額	実 行		謝 絶		審査中		取下げ	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成21年12月～22年3月	280	1,884	267	1,837	8	33	0	0	5	13
平成22年4月～23年3月	698	4,993	684	4,934	11	43	0	0	3	14
平成23年4月～24年3月	765	4,876	726	4,695	17	64	9	58	13	58
合 計	1,743	11,754	1,677	11,467	36	141	9	58	21	86

■住宅資金貸付

(単位：百万円)

申込みを受け付けた 期間	申込みを受け付けた		平成24年3月末時点での対応状況							
	件数	金額	実 行		謝 絶		審査中		取下げ	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成21年12月～22年3月	16	218	15	211	0	0	0	0	1	6
平成22年4月～23年3月	40	388	36	348	2	28	0	0	2	11
平成23年4月～24年3月	16	160	12	129	1	12	2	15	1	2
合 計	72	767	63	690	3	40	2	15	4	21

■貸付合計

(単位：百万円)

申込みを受け付けた 期間	申込みを受け付けた		平成24年3月末時点での対応状況							
	件数	金額	実 行		謝 絶		審査中		取下げ	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成21年12月～22年3月	296	2,102	282	2,049	8	33	0	0	6	20
平成22年4月～23年3月	738	5,381	720	5,283	13	71	0	0	5	26
平成23年4月～24年3月	781	5,037	738	4,824	18	77	11	73	14	61
合 計	1,815	12,521	1,740	12,158	39	181	11	73	25	107

※申込みから3ヵ月を経過したものは謝絶に計上するルールとなっております。

※3ヵ月経過後、再申込みを受け実行したものは14件38百万円です。